

(資料1)

「より良いきよみ野を創る会」規約

(目的)

第1条 「より良いきよみ野を創る会」(以下「本会」)は、きよみ野東西自治会連絡協議会(以下「協議会」)の一部門として東西自治会の運営をサポートする事を目的とする。

(性格)

第2条 本会は、東西自治会活動のいかなる事項に対しても、議決権を持たない諮問機関である。

(構成)

第3条 本会は自治会規約に定められた東西自治会連絡協議会の構成員のほか、過去の自治会会長経験者、民生委員・きよみ野防犯連絡協議会・きよみ野くらぶ・子供会等の各組織から選出された委員に加え、協議会による推薦者および公募により募集された者をもって構成する。

(役員および任務)

第4条 本会には、次に掲げる役員を置き、その任務を遂行する。

代表幹事 1～2名 本会を代表して会務を統括する。

幹事 数名 代表幹事を補佐し第5条に定める活動を遂行する。

会計 1名 本会の収入支出を管理する。

2 代表幹事は、第3条の委員の互選により選出する。

3 代表幹事は、活動遂行に必要な幹事数名を第3条の委員の承認を得て任命する。

(活動)

第5条 本会は、第1条に定める目的を達成する為に各組織の連携・協調を図り、次に掲げる活動を行う。

(1) 安心・安全に暮らせる街づくり

(2) 美しい街づくり

(3) 自治会運営支援

(4) その他

(定例会)

第6条 本会は、原則として偶数月の第1日曜日に定例会を開催する。第3条に定める構成員は、定例会に出席するものとする。

(役員会)

第7条 役員会は、第4条に定める役員によって構成される。なお、代表幹事が必要と認める場合には、役員以外の者を出席させる事ができる。

2 役員会は、代表幹事が必要に応じて適宜召集する。

(答申)

第8条 本会は、東西自治会より諮問された事項に対して答申する。

(経費の管理)

第9条 本会の活動費は、年度初めに東西自治会より受領し、会計報告書を、2月末までに東西自治会長宛に提出するものとする。

付則

本規約の制定および改定

(1) 平成22年3月14日 制定